

平成23年7月21日（木）
国土交通省 関東地方整備局 宇都宮国道事務所

－ 記者発表資料 －

一般国道4号改築工事（氏家矢板バイパス）の
事業認定の申請を行いました。

国土交通省関東地方整備局は、7月21日に、一般国道4号氏家矢板バイパスの栃木県さくら市馬場^{ばば}字^{あらか}新知^{うしいえ}地内～氏家^{おおの}字大野地内間について、土地収用法に基づく事業の認定を国土交通大臣に申請しましたのでお知らせします。

■事業認定申請に係る経緯

一般国道4号氏家矢板バイパス（栃木県さくら市馬場^{ばば}～矢板^{やいたし}市片岡^{かたおか}）については、これまで多くの地権者のご協力を得て、約99%の用地取得を行い※順次工事を推進しています。

一方、残る用地取得については、今後も解決の見通しの立たない場合に備え、土地収用法に基づく事業認定の申請を行いました。

なお、引き続き、任意による用地取得にご理解とご協力を頂けるよう、精一杯努めて参ります。

※平成23年6月末現在

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、
栃木県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 宇都宮国道事務所

電話 028-638-2181（代表）

副所長 ^{しのはら}篠原 ^{まさみ}正美

調査課長 ^{うえだ}上田 ^{しんや}信也

事業の概要

一般国道4号は、東京都中央区日本橋を起点として、埼玉県、茨城県、栃木県、福島県、宮城県及び岩手県を経て、青森県青森市に至る総延長約874kmの路線であり、関東地方と東北地方の文化、経済及び産業の交流を図る重要な役割を担っているとともに、通過市町村においては道路網を形成する上で骨格軸となり、地域住民の日常生活を支える主要幹線道路です。

一般国道4号氏家矢板バイパスは、一般国道4号のさくら市から矢板市間の交通混雑の緩和、沿道環境の改善などを目的とするバイパス及び現道拡幅事業です。

事業認定申請区間

○全体計画区間

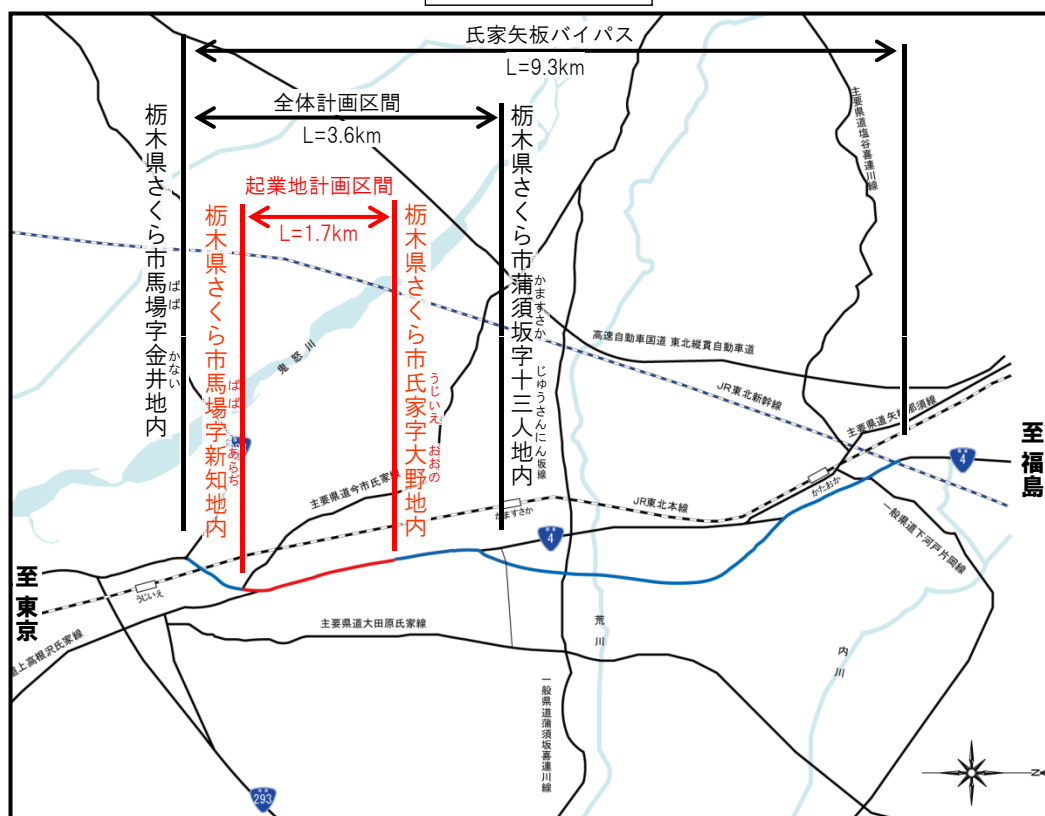
栃木県さくら市馬場字金井地内
～同市蒲須坂字十三人地内まで (L=3.6km)

・起業地計画区間

栃木県さくら市馬場字新知地内
～同市氏家字大野地内まで (L=1.7km)



拡大図 (Detailed Map)



用地の取得状況

項目	用地取得状況			
	用地必要面積	取得面積	未取得面積	取得率
事業別				
起業地	30,060.15㎡	29,843.79㎡	216.36㎡	99%

工事の進捗状況

氏家矢板バイパス（栃木県さくら市馬場～矢板市片岡）では、改良工事や舗装工事を進めています。



矢板市片岡付近(福島方面を望む)



さくら市蒲須坂付近(福島方面を望む)



さくら市馬場付近(福島方面を望む)



蒲須坂(南)交差点付近(福島方面を望む)



新荒川橋付近(福島方面を望む)

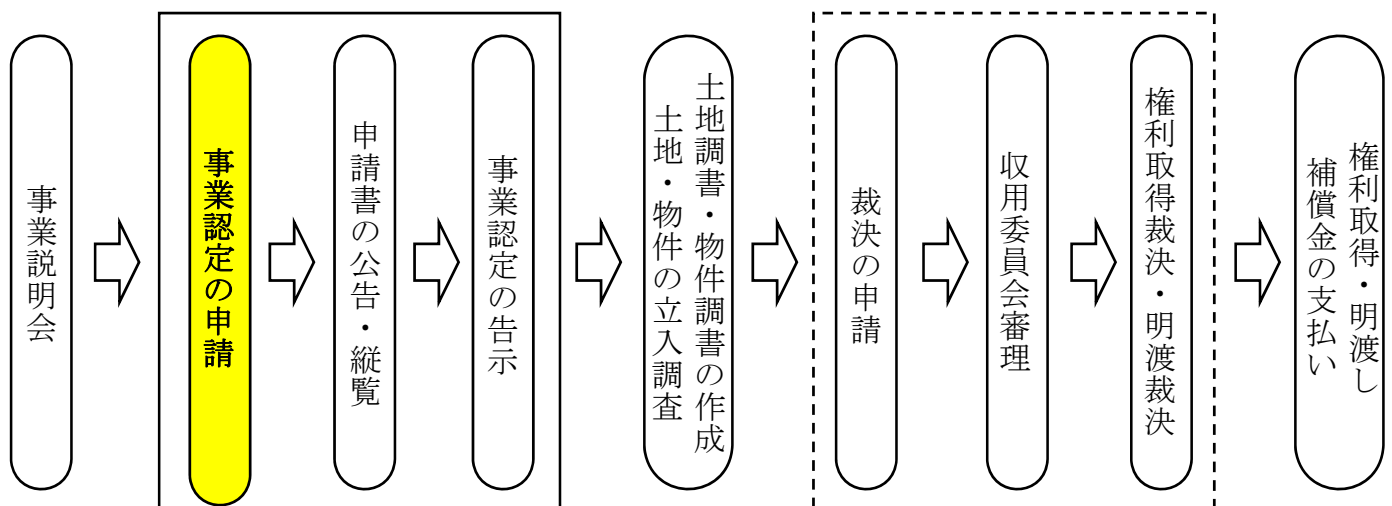
1. 「土地収用法の事業認定」とは

土地収用法は、憲法29条第3項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」との規定に基づき、「公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し（中略）、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正かつ合理的な利用に寄与すること」を目的として定められたものです。

事業認定手続は、この土地収用法の手続の一つであり、国土交通大臣又は都道府県知事（事業認定庁）が、申請に係る事業が『高い公益性を有し、かつ土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであることを審査し、当該事業のために土地等を収用する必要があること』について認定する手続です。

2. 土地収用法の手続きの主な流れ

以下に、土地収用法における一般的な手続を示します。



H23.2.3 H23.7.2 1 事業認定手続
(国土交通大臣)

収用手続
(栃木県収用委員会)

※引き続き、任意による用地取得にご理解とご協力をいただけるよう、精一杯努めて参ります。